

D P Cにおける抗がん剤の取扱いについて

1. 経緯

- 高額な投薬や処置等を長期継続的に実施する疾患の患者が、その疾患とは直接関連のない他疾患の治療のためD P C病院に入院し、当該疾患を主病とした場合には、高額な薬剤費等が包括点数に十分に反映されていないとの指摘があった。このため、H I V治療薬、血液凝固因子製剤（血友病等）、人工腎臓及び腹膜灌流（慢性腎不全）については出来高で算定することとなった。

- 一方で、抗がん剤についても同様の取扱いとするべきではないか、との意見があり、このことについてD P C評価分科会において検討を行った。

2. D P C評価分科会（平成 21 年 12 月 24 日）における検討

（1）分科会の議論において指摘された論点

①D P C病院における抗がん剤使用の実態

抗がん剤には多数の種類があり、また、注射薬、経口薬の違いもあることから、取扱いについては現場の使用実態も踏まえた慎重な検討が必要。

②他の薬剤との整合性

抗がん剤以外にも生物製剤等、高額な薬剤があることから、D P Cにおける高額薬剤の取扱いに関する整理が必要。

③高額薬剤に関する対応の考え方

D P Cにおいては、従来から抗がん剤など的高額薬剤の取扱いについて、診断群分類の精緻化などで対応しているが、その考え方が整理されていない。

（2）結論

この問題は、整理が必要であり、D P C制度の在り方そのものに関わることから、時間をかけて検討するべきとの結論になった。

3. 今後の対応案

D P Cにおける抗がん剤の取扱いについては、D P C制度の根幹に関わる課題を整理する必要があることから、引き続き、D P C評価分科会において、検討することとしてはどうか。

DPC制度における包括範囲と 例外の取扱いについて

DPC制度において、現行の包括払いが適切でない場合の対応として、次のような取扱いを行っている。

DPCの対象とならない患者の設定

DPCにおける出来高評価部分の設定

診断群分類表の精緻化による対応

DPCの対象とならない患者の設定

DPCの対象患者

一般病棟の入院患者

包括評価の対象となった「診断群分類」に該当した者

DPCの対象とならない患者

療養病棟、精神病棟、結核病棟等の入院患者

入院後24時間以内に死亡した患者、生後7日以内の新生児の死亡
治験の対象患者

臓器移植患者の一部

同種心移植、生体部分肝移植、骨髄移植、等

先進医療の対象患者

一部の特定入院料等の算定対象患者

回復期リハビリテーション病棟入院料、亜急性期入院医療管理
料、緩和ケア病棟入院料、等

包括評価の対象とならない「診断群分類」に該当した者

直近の診療報酬改定で導入された手術、処置等

直近の診療報酬改定後に薬価収載された薬剤等のうち、高額なもの

DPCにおける出来高評価部分の設定

包括評価部分

- ・入院基本料
- ・検査
- ・画像診断
- ・投薬
- ・注射
- ・1000点未満の処置等

+

出来高評価部分

- ・医学管理
- ・手術
- ・麻酔
- ・放射線治療
- ・1000点以上の処置

今回新たに包括外とするもの

< 技術料関連 >

- ・無菌製剤処理料
- ・術中迅速病理組織標本作製

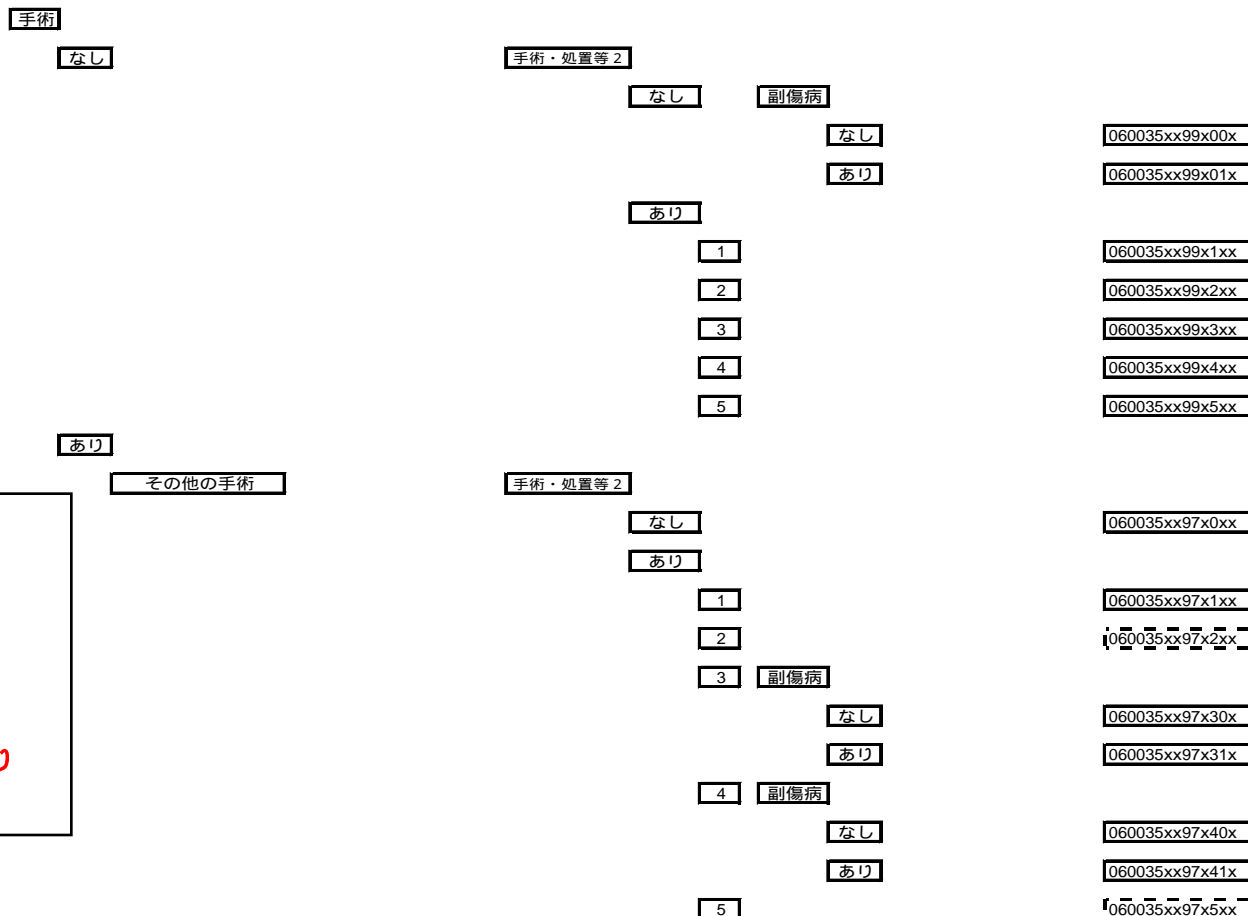
< 高額な薬剤費等 >

- ・HIV感染症に使用する抗ウイルス薬(HIV感染症治療薬)
- ・血友病等に使用する血液凝固因子製剤
- ・慢性腎不全で定期的を実施する人工腎臓及び腹膜灌流

診断群分類点数表の精緻化による対応

例：抗がん剤の種類によっては診断群分類点数表で分岐を行い、対応している。

060035 大腸（上行結腸からS状結腸）の悪性腫瘍



手術・処置等 2

1；人工呼吸など

2；放射線療法

3；化学療法あり、放射線療法なし

**4；フルオロウラシル+レボホリナート
カルシウム+オキサリプラチンあり**

5；ペバシズマブ